第三条の六を次のように改める。

（法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額及び標準賞与額に相当する額として政令で定める額）

第三条の六　法第四十六条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額として政令で定める額は、同項に規定する被保険者である日、国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員である日又は七十歳以上の使用される者である日が属する月（次項において「被保険者等である日が属する月」という。）における次に掲げる額の合計額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額とする。

一　被保険者又は法第二十七条に規定する七十歳以上の使用される者（以下「七十歳以上の使用される者」という。）である日のうち最も遅い日における、被保険者の標準報酬月額又は七十歳以上の使用される者の法第四十六条第二項において準用する法第二十条第一項に規定する標準報酬月額に相当する額

二　国会議員の歳費月額（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第一条の規定により受ける歳費月額をいう。）を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三　地方公共団体の議会の議員の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条第一項に規定する議員報酬の月額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を、法第二十条第一項の規定による標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定を適用した場合における額

2　法第四十六条第一項に規定する標準賞与額に相当する額として政令で定める額は、当該被保険者等である日が属する月以前の一年間の各月における次に掲げる額の各月ごとの合計額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額の総額とする。

一　七十歳以上の使用される者又は七十歳以上の使用される者であつた者の法第四十六条第二項において準用する法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額に相当する額

二　国会議員又は国会議員であつた者の期末手当（国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二から第十一条の四までの規定により受ける期末手当をいう。）の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

三　地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の議会の議員であつた者の地方自治法第二百三条第三項に規定する期末手当の額を、法第二十四条の四第一項の規定による標準賞与額の基礎となる賞与額とみなして同項の規定を適用した場合における額

第三条の六の二の見出し中「法第二十七条に規定する」を削り、同条中「の規定により」を「において」に改め、同条の表第二十四条の三第一項の項中「第二十四条の三第一項」を「第二十四条の四第一項」に改め、同表第二十四条の三第二項の項中「第二十四条の三第二項」を「第二十四条の四第二項」に改める。

第三条の七第一号中「支給されるもの」の下に「若しくは被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十五条第一項の規定により読み替えられた法の規定により支給されるもの若しくは平成二十四年一元化法附則第五十九条第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定の適用を受けることにより支給されるもの」を加え、同条第三号中「国家公務員共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前国共済年金（平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する改正前国共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年国家公務員共済改正法」という。）第一条」を「国家公務員等共済組合法（」の下に「昭和三十三年法律第百二十八号。」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二　平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する国共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

第三条の七第四号中「地方公務員等共済組合法による」を「平成二十四年一元化法改正前地共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する改正前地共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に、「昭和六十年地方公務員共済改正法第一条」を「地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号。以下「昭和六十年地方公務員共済改正法」という。）第一条」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二　平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（その年金額の計算の基礎となる同項に規定する地共済組合員等期間の月数が二百四十以上であるものに限る。）及び障害共済年金

第三条の七第五号中「私立学校教職員共済法による」を「平成二十四年一元化法改正前私学共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する改正前私学共済法による年金である給付をいう。以下同じ。）のうち」に改め、「昭和六十年法律第百六号」の下に「。第四条の二の二第七号及び第四条の二の四第一項第九号において「昭和六十年私学共済改正法」という。」を、「私立学校教職員共済組合法（」の下に「昭和二十八年法律第二百四十五号。」を加え、同条第六号中「第六条の五第七号」を「第六条の六第七号」に改める。

第三条の九の二第一号中「次に掲げる給付」を「国民年金法による障害基礎年金」に改め、同号イからニまでを削り、同条第三号から第五号までを削る。

第三条の十の二を次のように改める。

（障害厚生年金等に関する事務の特例）

第三条の十の二　障害厚生年金及び障害手当金の受給権者がその障害に係る障害認定日の属する月までに当該障害に係る初診日における被保険者の種別（法第十五条に規定する被保険者の種別をいう。以下同じ。）に係る被保険者期間を有しない場合においては、当該障害厚生年金及び障害手当金の支給に関する事務は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める被保険者の種別に応じて、法第二条の五第一項各号に定める者が行う。

一　当該障害に係る初診日の属する月において被保険者の種別に変更があつた場合（次号に掲げる場合を除く。）　変更後の被保険者の種別（二回以上被保険者の種別に変更があつた場合は、最後の被保険者の種別）

二　当該障害に係る初診日の属する月が国民年金の被保険者期間（国民年金法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間（第三条の十二第二号において「第二号被保険者期間」という。）を除く。）である場合　当該受給権者が有する被保険者期間に係る被保険者の種別

第三条の十の三から第三条の十の十一までを削る。

第三条の十一及び第三条の十一の二を削る。

第三条の十の十二第一項中「老齢厚生年金等のいずれか」を「老齢厚生年金」に改め、「、又は同条第二項第一号ロに掲げる額が同号イに掲げる額を上回るとき」を削り、「それぞれ同条第一項第二号イ」を「同項第二号イ」に改め、「又は同条第二項第二号に定める額」を削り、同条第二項中「又は同条第二項」を削り、同条第四項中「並びに第三条の十一の二第二項」を削り、同条を第三条の十一とする。

第三条の十一の三の見出し中「第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二」に改め、同条中「第六十四条の三第一項」を「第六十四条の二」に、「老齢厚生年金等の額の合計額（当該老齢厚生年金の額」を「額（当該額」に、「老齢厚生年金の額とする。）」を「額とする。）に」に改め、同条を第三条の十一の二とする。